

# 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて



 **三交伊勢志摩交通**

**2025年（令和7年）6月**

～もくじ～

- ・運輸安全マネジメントに関する取り組みについて……………P 1
- ・輸送の安全に関する取り組み「Plan」……………P 2
- ・安全輸送とサービス向上運動「Do」「Check」「Act」……………P 3
- ・運転適性診断の実施……………P 4
- ・健康管理等の対策／安全教育及び研修の実施……………P 5
- ・運行管理者教育の実施／車内及び社外機関による教育・研修の実施…P 6／P 7
- ・令和 6 年度の取り組みについて……………P 8／P 9／P 10／P 11



# 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

三交伊勢志摩交通株式会社

## I、輸送の安全に関する方針

### 方針

- 無事故は使命
- 思いやりとプロの自覚

### 取り組み事項

1. 重大事故の絶無・・・高速道路での事故、転落事故、積雪凍結路での事故をはじめ、社会影響を及ぼす事故の絶無。
2. 有責事故「ゼロ」・・・三事故「追突事故・発車時の事故・扉事故」を含む、当社責任事故絶無を目指す。
3. 当社責任による苦情の絶無
4. 具体的な数値目標・・・重大事故並びに 3 事故「0 件」

## II、令和 6 年度の取り組み状況(令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月)

### 1. 輸送の安全に関する目標及び該当目標の達成状況

令和 6 年度有責事故総件数・・・0件(昨年有責事故 0 件・±0件)

#### 1) 令和 6 年度 三事故の発生状況

「追突事故-0 件」「車内事故-0 件」「扉事故-0 件」

三事故に対しての取り組みは、達成できました。

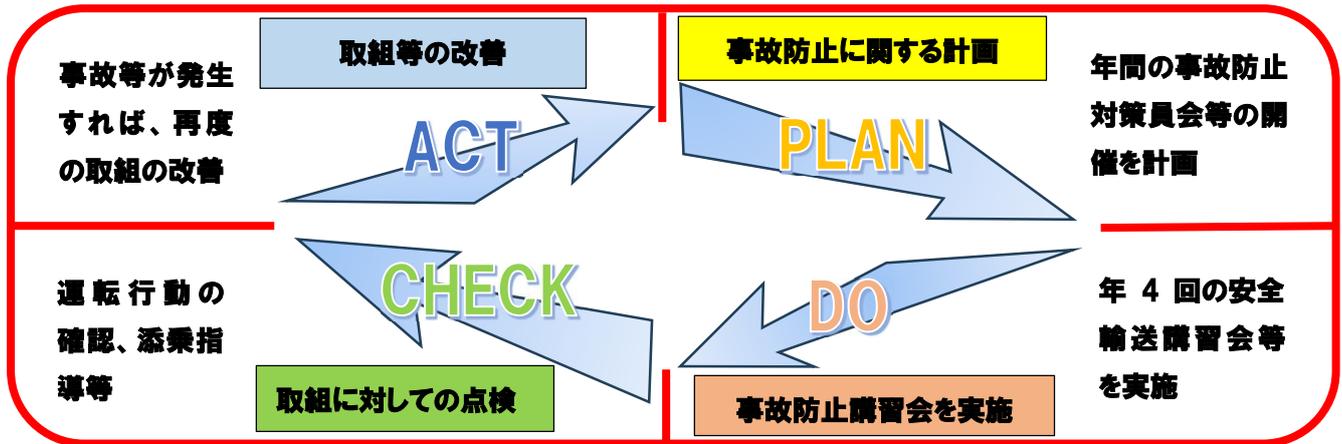
#### 2) 重大事故「高速道路での事故・転落事故・積雪凍結路でのスリップ事故」-0 件 重大事故の取り組みに関しては、本年度も皆無でした。

### 2. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故報告件数及び種類

衝突事故	車内事故	健康起因	車両故障	その他	合計
0件	0件	0件	0件	0件	0件

### 3. 輸送の安全に関する取り組み

1) PDCA サイクルを活用した「安全輸送とサービス向上運動」を実施しています。



### 2) 情報の共有及び報告伝達の為の会議体 【Plan(計画)】

会議体	内容	開催回数
所長会議 (三重交通㈱主催)	・各営業所からの報告(輸送の安全に対する取組み及び課題)	年 4 回
事故防止対策委員会 (社内及びグループ運輸会社管理者で構成) (三重交通㈱主催)	・事故防止と接客向上に向け基本方針と通年重点施策の策定 ・安全輸送とサービス向上運動に向けた基本方針と実施計画策定 ・事故の原因分析及び再発防止策の検討と周知	年 4 回 " "
	・前年度の総括と緊急時または必要のある場合の臨時開催	年 1 回 (R6 年度)
区長・事業所長会議 (統括運行管理者) (三重交通㈱主催)	・事故防止対策委員会での決定事項に基づき、具体的な取り組みを策定し、各営業所運行管理者への取り組みの周知(定例会議)	年 4 回
	・緊急を要する事案に対して必要に応じて開催し、再発防止策の指示周知(臨時開催)	年 4 回
整備担当者会議 (三重交通㈱主催)	・保安基準など法令の周知と故障事例による車内整備基準の見直しとともに再発防止策の策定と周知	4 回 (R6 年度)
乗務員講習会	・「安全輸送とサービス向上運動」に向けた具体的な取り組みの周知 ・緊急時、重大事故発生等、再発防止に向けた取り組みの周知	年 4 回 適時

<代表取締役巡視>



<三重交通社長巡視>



<乗務員講習会>



### 3)安全輸送とサービス向上運動の実施【Do(実行)】

①事故防止と接客向上を目指して、年4回「安全輸送サービス向上運動」を実施しました。

運動名	期 間	日 数
春の安全輸送とサービス向上運動	4月2日 ~ 5月6日	35日間
夏の安全輸送とサービス向上運動	7月21日 ~ 8月20日	31日間
秋の安全輸送とサービス向上運動	10月6日 ~ 11月5日	31日間
年末年始の安全輸送とサービス向上運動	12月21日 ~ 1月20日	31日間

### ②会社トップによる職場巡視の実施

三重交通(株)社長 による職場巡視	夏及び年末年始の運動(8月、12月)の際、全営業所巡視を実施しました。
三重交通(株)専務取締役 による職場巡視	春及び秋の運動(4月、9月)の際、営業所巡視を実施しました。
三重交通(株) 安全統括管理者による 職場巡視	社長及び専務取締役巡視時に同行するほか、夏の運動及び秋の運動の際、全営業所への巡視とともに、安全統括管理者単独での営業所巡視を実施しました。

### 4)運動の成果・取り組み確認【Check(確認)】

営業所長、区長及び運行管理者による早朝立合いの実施

年4回の「安全輸送とサービス向上運動」の初日と最終日に、営業所早朝立合いを実施し、始業点呼にて適切な指示がされているか確認を行うとともに、必要に応じて助言と指導を実施しました。また、各駅前等での立合指導も行い、安全に対して取り組みが確立されているか確認しました。

### 5)次回運動への反映【Act(改善)】

各運動終了後に取り組み内容の分析を行い、改善が必要な場合は、次回の運動の運動に反映させるとともに、年間を通した統括を行い、次年度の取り組みに反映しました。

### 6)法令遵守に向けた取り組みの実施

運転記録証明書を取得	社員全員の運転記録証明書を取得し、交通事故及び違反の有無の確認を行い、交通事業者としての安全意識の向上を図りました。チャレンジ1・2・3への参加
飲酒運転及び 運転免許証有効期限切れと不携帯の防止	始業、中間及び終業点呼時において、アルコール検知器に連動した連動型確認システムにより免許証の有効期限及び不携帯を確認するとともに、点呼執行者(運行管理者)の目視で数値を確認し、又、高性能携帯用アルコール検知器を運転士に貸与し、入社前に使用することで飲酒並びに免許証有効期限と不携帯に対し意識向上を図りました。
その他	違法薬物の使用厳禁、道路交通法(飲酒運転の根絶、運転中、携帯電話スマートフォンの使用禁止等)遵守を周知して意識向上を図りました。

## 7) 運転適性診断の実施

種類	一般診断	初任診断	適齢診断	特定Ⅰ・Ⅱ	受診者数 合計
対象	3年に一度 受診	新たな雇用者	高齢運転者 (65歳以上)	事故惹起者、他 等	
人数	23名	2名	8名	1名	34名

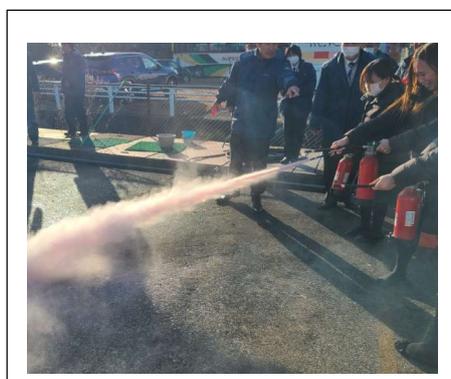
## 8) 危機管理並びにリスク管理

緊急時対応マニュアルの周知	年4回の乗務員講習会において、社内で作成済みの緊急時対応マニュアル(テロ・バスジャック対応マニュアル、大規模地震発生時、バス運行時の緊急対応マニュアル等)を周知しました。
テロ対策巡回等の実施	日常、各営業所において、車庫内及びターミナル施設等の巡回、立合い等を行っていますが、大型連休、夏休み、年末年始等繁忙期の人出が多い時期には警戒体制を強化しました。
救急救命訓練の実施	伊勢消防本部において、普通救命救急訓練を実施。 15名(管理者1名)での受講 AEDの使用等。
火災発生時の対応訓練の実施	車両火災等発生時における、消火訓練及び非常時における車両からの緊急脱出訓練等を営業所で実施しました。
地震等、災害時における情報伝達の確認	大規模地震(南海トラフ)発生の緊急連絡方法等のマニュアルを、講習会で周知を図りました。

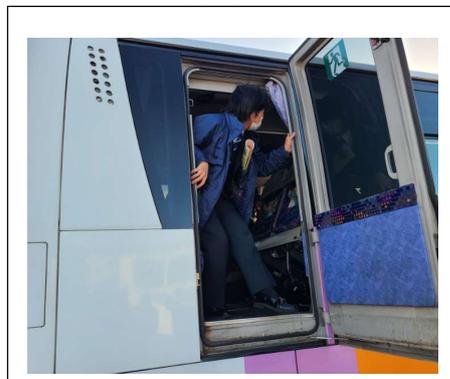
< 発煙筒 >



< 消火器 >



< 非常扉 >



< 救命救急訓練 >



## 9)健康管理等の対策

項目	実施状況
定期健康診断(法定)	全運転士が定期健康診断を受診し、診断結果の把握をするとともに、必要に応じて再検査等の受診指導を行いました。
脳ドック	高齢運転者(60歳以上)6名が受診し脳疾患のないことを確認しました。
睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査	3年毎に実施する無呼吸症候群の検査キットを用いて全乗務員対象で検査を実施した。
保健師による個別健康相談指導	保健師による健康指導(個別)を実施しました。(年2回実施)
健康調査票の活用	乗務員自らが健康調査項目に基づき各自記入し、営業所管理者が健康状態を把握し、日常の健康管理に活用しました。(年4回)
日常の健康管理(感染症対策)	運行管理者が乗務員に対して、日々の点呼において健康状態の聞き取りと仕業前及び終業時に検温を行い発熱のないことを確認するとともに、睡眠状況の聞き取りや薬の服用等を確認し体調確認を実施し、また、感染症対策では、マスク着用や手指消毒を推進しました。
ストレスチェックの実施	全社員に実施しました。

## 4.安全教育及び研修の実施

### (1)運行管理者教育の実施

#### ①社内研修

研修名	対象者	内容
統括運行管理者研修	区長	統括管理者における研修では、健康起因での未然事故防止や、事故全般の事故防止への取組確認を行いました。事故防止研究会では、過去の事例を再度検証し再発防止に取組ました。
運行管理者研修	運行主任	運行管理業務の実務及び法的知識の向上につて社内教育を実施しました。運行管理者に求められる役割と運行管理業務の及び労務管理の知識を向上について教育を実施しました。
初任運行管理者研修	新たに選任された運行主任	安全統括管理者講和、運行管理者としての運行業務の基礎知識及びコミュニケーション能力の向上について社内教育を実施しました。

#### ②社外研修

研修名	主催
運行管理者一般講習	独立行政法人自動車事故対策機構
公共交通事故被害者等支援フォーラム	国土交通省中部運輸局
貸切バス運転者育成研修	中部貸切バス適正化センター
自動車事故防止セミナー2024	国土交通省中部運輸局

## (2)運行管理者教育の実施

### ① 社内及び社外機関による教育・研修の実施 ・養成教習

教習名	対象者	内容
運転士養成教習	新規採用者 社内登用者	・三重交通研修所にて、座学、実技教習等を実施(31日以上) ・営業所に配属後、路線見習い及び営業運転の知識の取得
ガイド養成教習	新規採用者	・三重交通研修所にてガイド業務の基礎知識教育 ・貸切バスを使用し、観光地等の研修及び車内案内、接客の教習

### ・社内及び社外機関による教育・研修の実施

研修等の名称	対象者	内容
シニア運転士教習 (再雇用運転士)	シニア運転士	・適齢検査及び面談と運転技量確認の実技教習を実施
主事運転士研修	主事運転士	・座学及び実技教習を実施 ・運転士のリーダーとしての自覚
事故・苦情惹起者 再教習	該当運転士	・事案に応じて、実技等の再教育を実施 ・面談及び適性診断の実施
新規採用運転士 養成研修	新規採用者 社内登用者	・自社研修所にて座学、実技教習等を実施 ・配属後 10 日以上の路線見習い及び営業運転教育
運転経験 1 年未満 運転士フォロー アップ研修	運転経験 1 年未満の 運転士	・座学及び実技、面談を実施 ・運転技量の確認 ・事故事案及びヒヤリハット事例の原因分析と防止策
貸切運転士研修	貸切バス運転士	・座学及び実技教習を実施 ・貸切バス運転士としての自覚
タイヤチェーンの脱 着教習	初任運転者	・早朝及び夜間、急な気象変化に対応できるよう訓練を実施

### ・安全運転研修車(三重交通(株)所有)による研修の実施

新人運転士の初期研修及び経験1年未満運転士フォローアップ研修において、運転技能向上を目的に三重交通(株)所有の安全運転研修車を活用し、事故防止と省エネ運転の実践に取り組んでいます。

### ・三重交通(株)専任添乗指導員による添乗指導の実施

営業運転中の運転士に対して、運行管理者経験を有する三重交通(株)専任添乗指導員が添乗を行い、現場での指導並びにその評価を営業所管理者に伝え、事故防止と接客、接客向上を図っています。

・貸切バス乗務にあたり、本年度は 2 名の運転士を 10 時間の座学と 20 時間の実技を実施し貸切仕業に従事できるよう教習を行った

・「安全輸送とサービス向上運動」実施後の評価と改善  
年4回の運動期間終了後に取り組み結果を検証し、次回の運動に向けた改善を図っています。

・内部監査及び運行管理業務監査の実施

(1)内部監査の実施

適正な運行管理業務を図るため、三重交通(株)監査部及び三重交通(株)運転保安部担当者が、輸送の安全に対する取り組み状況について運行管理業務監査を実施し、運行管理業務が適切に行われているかを確認しました。

(2)運行業務点検の実施

旅客自動車運送事業運輸規則第48条(運行管理者の業務等)に基づいた運行業務が適切に実施されているかを検証するため、三重交通(株)運転保安部による業務点検を年3回実施し、助言とともに業務の改善を図りました。

・輸送の安全に関する投資実績(令和6年4月～令和7年3月)

安全に関する投資

- ・運転記録証明書の取得
- ・健康診断(年2回、第1次健康診断、第2次健康診断)
- ・健康管理対策(脳ドック受診) 対象者 60歳・65歳・70歳
- ・睡眠時無呼吸症候群(SAS)の定期診断

・その他安全に関する取り組み

貸切バスの安全性の向上に対して日本バス協会より評価認定を受けています。



### Ⅲ 令和 7 年度の取組みについて(令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月)

#### 令和 7 年度 方針と重点目標

##### 1.方針

- (1) 輸送の安全は、「無事故は使命」「思いやりとプロの自覚」を基本とする。
- (2) 「安全・安心・安定・快適なサービスの提供」を目指し、当社グループバス事業の信頼性を高める。
- (3) 運行管理体制の連帯強化を図る。

##### 2.重点目標

- (1) 重大事故の絶無・・・高速道路・転落事故・積雪凍結路での事故をはじめ、社会影響を及ぼす事故
- (2) 三事故の絶無・・・追突事故、発車時の事故、扉事故
- (3) 運行ミス及び当社責任による苦情の絶無

##### 3. 具体的な取り組み事項

- (1) 法令・規則遵守ならびに不祥事の絶無
- (2) 基本運転の徹底と防衛運転の励行
  - ① 交差点、横断歩道付近ならびにバス停付近での事故防止
  - ② 車内事故防止
  - ③ 後退時の事故防止。
  - ④ 動静不注視による事故防止
  - ⑤ 慣れ、気の緩み、漫然運転による事故防止
- (3) 健康起因による事故防止
- (4) 自然災害による防災対応の周知と徹底
- (5) 接客接遇の向上
- (6) 運転士の運転技量向上と安全に対する意識の向上
- (7) 運行管理者の育成と運行管理体制の見直し
- (8) 環境対策への配慮としてアイドリングストップとエコ運転の実践

#### 4. 輸送の安全に関する取り組み(P:計画)

##### (1)年4回の安全輸送とサービス向上運動の実施(7月、9月、12月、3月)

- ① 春の安全輸送とサービス向上運動…令和7年4月2日～令和7年5月6日
- ② 夏の安全輸送とサービス向上運動…令和7年7月21日～令和7年8月20日
- ③ 秋の安全輸送とサービス向上運動…令和7年10月6日～令和7年11月5日
- ④ 年末年始の安全輸送とサービス向上運動…令和7年12月21日～令和8年1月20日

##### (2)輸送の安全に関する教育及び研修

- ①運行管理者に対する教育及び研修の実施(三重交通グループ合同)
  - ・運行管理者の社内研修実施(統括運行管理者、運行管理者、初任運行管理者及び運行補助者)、管理者を対象とした事故防止研究会の実施
  - ・独立行政法人自動車事故対策機構による運行管理者一般講習及び基礎講習の受講
  - ・社外研修機関及び外部講師による統括運行管理者研修の実施
- ②乗務員に対する教育及び研修の実施(三重交通グループ合同)
  - ・運転士登用研修の実施
    - ア.新規採用及び社内登用運転士の初期教育の実施
  - ・階層別研修の実施
    - ア.運転経験1年未満者のフォローアップ研修の実施
    - イ.主事運転士研修の実施
    - ウ.運転経験1年から3年未満を対象にした安全講習
    - エ.新人運転士指導担当運転士教習を実施
  - ・運転士キャリアアップ研修の実施
    - ア.大型高速バスタイプの実技研修
    - イ.大型貸切バス乗務資格研修
    - ウ.その他必要に応じた実技研修(高齢運転士等)
  - ・事故、苦情等惹起者の再教育
  - ・疾病及びその他の理由による連続15日以上非乗務者の補習教習
  - ・社外研修機関を利用した研修
  - ・運転士登用及び再雇用時の運転適性検査の実施
  - ・専任添乗指導員による添乗指導の実施
  - ・ヒヤリハット情報の有効活用
  - ・独立行政法人自動車事故対策機構による運転適性診断の実施(一般・適齢特定・初任診断)
- ③高齢運転士に対する安全対策
  - ・年齢60歳以上を対象とした脳ドック受診の実施
- ④睡眠時無呼吸症候群(SAS)の対策
  - ・新規採用者を含む全乗務員に対してスクリーニング検査の実施(3年毎)
  - ・スクリーニング検査に基づく受診指導ならびに治療中の運転士に対して治療継続の確認と指導の実施

- ⑤ 危機管理並びにリスク管理体制の強化
  - ・運輸防災マネジメントへの取り組み
  - ・テロ・バスジャック等の各種緊急対応マニュアルの継続的な見直しと周知
  - ・実効性を確認するための各種緊急時訓練の実施
  - ・事業継続計画(BCP)の活用
- ⑥ 運輸安全マネジメント研修の受講
  - ・安全意識の向上のため、国土交通省及び自動車事故対策機構が主催する運輸安全マネジメントの研修に管理部門も含めて積極的に参加します。

### (3)安全に関する投資予算

- ① 運転記録証明書の取得
- ② 脳ドック検査の実施(60歳、65歳、70歳を対象)
- ③ 安全意識向上へ向けての社外研修

## 5. 輸送の安全に関する取り組み事項(D:実行)

- (1) 事故防止対策委員会(三重交通(株)主催およびバス協会主催)への参加。
- (2) 区長・事業所長会議(三重交通(株)主催)への参加。
- (3) 乗務員講習会の実施。年4回の「安全輸送とサービス向上運動」にあわせて、全乗務員を対象に事故防止と接客接客向上に向けた講習会を実施するとともに、早急に取り組むべき事案に対しては、緊急の乗務員講習会を実施します。
- (4) 経営トップによる職場巡視の実施  
経営トップおよび安全統括管理者による職場巡視を行い、取り組み状況の確認と課題を把握するとともに安全意識の醸成のため、現場管理者との意見交換を行い、意思の疎通と安全意識の向上を図ります。
- (5) 早朝立合の実施  
年4回の「安全輸送とサービス向上運動」の初日と最終日に、三重交通(株)運転保安部担当者と営業所早朝立合を実施し、始業点呼にて適切な指示がされているかを確認するとともに、必要に応じて指導を実施します。
- (6) 運行管理の徹底
  - ① 運行管理者による厳正な点呼の執行
  - ② 改善基準に基づいた適正な運行計画の実施(2024労働時間等の改善基準の遵守)
  - ③ 旅客自動車運送事業運輸規則改正による点呼執行記録の保存
  - ④ 乗務員の運転技量の把握と向上に向けた指導
  - ⑤ 乗務員の健康状態の把握と指導
  - ⑥ 適性診断(適齢)を基にした指導(全乗務員対象)  
ドライブレコーダー、デジタルタコグラフの有効活用及び乗務員への聞き取りによるヒヤリハット情報の有効活用

## (7)整備管理の徹底

- ① 整備基準の遵守と実行
- ② 予防整備の実施による類似故障発生への防止に向けた指導
- ③ 作業環境の改善による作業効率の向上
- ④ 作業安全確保による労働災害の絶無に向けた指導

## (8)バス停留所の安全性確保対策

関係先(市町、警察、道路管理者)と協議を行い、速やかに移設するとともに、停留所への注意喚起を図ります。危険であるバス停は、移設完了しました。

## (9)法令遵守の徹底

- ① 違法薬物所持・使用に対する社員教育を徹底します。
- ② 社員の運転記録証明書を取得し、交通事故、交通違反の有無及び運転免許証の有効期限切れの確認を行い、交通従事者としての安全意識向上を図ります。
- ③ 始業点呼時にアルコール検知器連動型免許証確認システムの活用とともに、点呼執行者(運行管理者)による目視確認により飲酒運転並びに免許証有効期限切れ、免許証不携帯の絶無に取り組みます。

## 6. 取り組み確認(C:チェック)

- (1)内部監査の実施 …… 令和7年10月予定
- (2)業務監査の実施 …… 令和8年2月予定
- (3)運行業務点検の実施 …… 令和7年6月、9月、12月予定

## 7. 輸送の安全確保に向けた取り組み(A:改善)

各運動終了後に取り組み内容の分析を行い、改善と反省点を次回の運動に反映させるとともに、年度の総括を行い、次年度の取り組みに反映します。

## 8. 安全統括管理者及び安全管理規程

安全統括管理者 …… 取締役 藤原 寛仁  
安全管理規程 …… 令和3年6月に改正

## 9. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

### 輸送の安全に関する指示・系統図及び

- 輸送の安全に関する指示・系統図 …… 別紙1  
事故・事件・災害発生時の報告系統図 …… 別紙2



伊勢市神田久志本町1500-1  
三交伊勢志摩交通株式会社